

■ ■ チェックリスト ■ ■

大規模小売店舗新設計画概要書は、手引の様式に沿って作成してください。
添付図面は、手引の「Ⅲ 添付図面等作成要領」に沿って作成してください。

店 舗 名

項 目	チェック	図面
●駐車場法の技術的基準への適合を市町の駐車場法所管課に確認したか（協議録添付）		—
出入口について、付近に交差点又は道路の曲がり角があるか。	有・無	
・交差点の側端又は道路のまがりかどからの距離を確認し、図面に記載したか。 また、その距離は5mを超える距離となっているか。		
出入口について、付近に横断歩道又は自転車横断帯があるか。	有・無	
・その側端からの距離を確認し、図面に記載したか。また、その距離は5mを超える距離となっているか。		
出入口について、付近にバス停があるか。	有・無	
・バス停留所を表示する標示柱又は標示板までの距離を確認し、図面に記載したか。また、その距離は10mを超える距離となっているか。		
出入口が接する道路の幅員及び縦断勾配を、いずれも交通処理が可能な交差点から交差点までについて確認し、その内最も狭くなる幅員及び最も急となる勾配を図面に記載したか。また、その幅員は6m以上（幅員最小の箇所）、勾配は10%以下（勾配最大の箇所）となっているか。		
駐 車 場 車路について、幅員を図面に記載したか。また、その幅員は5.5m以上となっているか。（一方通行の車路にあつては3.5m以上）		
駐車マスの合計面積が6,000㎡以上となる場合は、出口と入口を分離し、それらの間隔を道路に沿って10m以上としているか。		
建築物である駐車場（立体駐車場等）があるか。	有・無	
・照度について図面に記載したか。また、その照度は車路の路面は10ルクス以上、駐車マスの床面は2ルクス以上となっているか。		
・はり下の高さについて図面に記載したか。また、その高さは車路では2.3m以上、駐車マスでは2.1m以上となっているか。		
・屈曲部の内のり半径について図面に記載したか。また、その屈曲部は、自動車が5m以上の内のり半径で回転できる構造となっているか。		
・傾斜部の縦断勾配及び路面の状態について図面に記載したか。また、その勾配は17%以下、路面は粗面（すべりにくい材料で仕上げられた状態）となっているか。		
・建築物である駐車場の出入口に警報装置を設置し、図面に記載したか。		

項 目		チェック	図面
● <u>経路及び交通量調査地点の設定について交通管理者と協議したか。(協議録を添付)</u>			—
● <u>前面道路への出入口の設置について道路管理者と協議したか。(協議録を添付)</u>			—
● <u>「重要物流道路における交通アセスメント実施のためのガイドライン」の対象施設となるか道路管理者と協議したか。(協議録を添付)</u>			—
経路	右折入出庫があるか。	有・無	
	・やむを得ず右折入出庫を行う場合には、その理由が記載されているか。		—
	・やむを得ず右折入出庫を行うにあたり、交通安全に対する配慮が記載されているか。		—
	・右折入出庫が周辺交通に影響がないことを示す根拠資料が添付されているか。		—
騒音	遮音壁はあるか。あれば、高さ・密度・材質を記載したか。	有・無	
	緑地帯はあるか。あれば、図面へ記載したか。	有・無	
	X Y Zの座標があるか(座標と、原点及びX Y軸)。		
	その周囲50mの区域内においては規制基準を5デシベル減じる必要のある施設(学校教育法第1条に規定する学校など)について、店舗から最寄の施設が周辺見取図等へ示されているか。		
	50mの区域内に該当施設が存在する場合は、規制基準を減じる必要のある範囲が示されているか。	有・無	
廃棄物	業者が決定している場合、許可番号が記載されているか。		—
	許可番号の記載において、一般廃棄物・産業廃棄物の間違いはないか。		—
	排出する廃棄物等の種類について、各項目で記載の整合性がとれているか。		—
	保管施設等の容量計算に誤りはないか。		
	生ゴミを排出する場合、食品リサイクル法を遵守しているか。また、その旨を概要書に記載したか。		—
景観	屋外広告物の表示・設置に当たっては、(県・市)屋外広告物条例を遵守しているか。また、その旨を概要書に記載したか。		—
	当該市町に景観計画はあるか。あれば、計画を遵守し、その旨を概要書に記載したか。	有・無	—
都市計画	都市計画法の開発許可又は建築許可を要する場合、同法への適合について担当部局に確認したか。		—

(該当するチェック欄に「○」を記載。該当しない場合は「—」を記載。図面欄には図面番号を記載。)